

●香川県告示第61号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和4年2月22日

香川県知事 浜 田 恵 造

指定年月日	名 称	所 在 地
令和3年12月1日	医療法人社団竹川整形外科クリニック	丸亀市飯山町川原803番地1
令和4年1月1日	医療法人社団岸本医院	丸亀市柞原町487番地
令和4年1月1日	こはし耳鼻咽喉科	丸亀市郡家町234番地
令和4年1月1日	医療法人社団悠心会 平川クリニック	丸亀市飯山町西坂元705番地1
令和4年1月1日	もりした耳鼻咽喉科	丸亀市津森町1107番地1
令和4年2月1日	加藤耳鼻咽喉科医院	観音寺市観音寺町甲1221番地1
令和4年2月2日	医療法人社団和風会 橋本病院	三豊市山本町財田西902番地1